

第33回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月25日(火) 午後4時00分～午後4時35分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員 (19名)
4. 欠席委員 (1名)
5. 議案
議事録署名委員の指名
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地
利用集積計画の期間延長について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明について
議案第4号 内子町農業振興整備計画変更に伴う関係機関の意見について
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による
農用地利用集積等促進計画の決定について
6. 農業委員会事務局職員 (2名)

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から11月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が16名出席、推進委員が3名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。農業委員等の改選におきましては、地元で協議いただいていると思います。私の地元でも、農業者を中心に探していただいておりますが、なかなかお願いできそうな人がいない。やっと見つけてお願いしても、他に色んな役を受けておりお断りされるという大変厳しい状況のなかで、やっと推薦者が決まったと聞いております。今回は、こういう形でなんとか決まりましたが、そのうち推薦も難しくなるものと思っております。そうならないためにも、農業委員会としても農業の推進に力を入れて、人を増やすような形で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、ただいまより第33回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、5件、
報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の期間延長について、1件、

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、5件、
議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1件、
議案第3号、非農地証明について、1件、

議案第4号、内子町農業振興整備計画変更に伴う関係機関の意見について、1件

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について、2件、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番 ● 委員、●番 ● 委員を指名いたしま

会長

すのでよろしく申し上げます。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は5件でございます。議案書のほうは1ページから7ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の期間延長について、事務局より説明をいたします。

事務局

報告第2号は、1件でございます。議案書のほうは、8ページ、9ページになります。個別の説明については割愛させていただきますが、農業経営基盤強化促進法により、地域計画策定前に利用権設定がなされたもので、契約期間の延長を行う旨の報告がありましたのでご報告いたします。

会長

只今の報告第2号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。議案第1号1について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の10ページをご覧ください。議案第1号1についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 561㎡です。

譲渡人は、西条市●の ●さん 他1名、譲受人は、内子町●の ●

事務局

さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは、内子町●にお住まいで農業歴15年になります。生産に必要な農機具は、トラクター、田植機など所有しています。この他必要な農機具があれば購入する予定とのことです。また、申請地は自宅から車で5分の距離にあり、譲受人は農作業に必要な経験や農機具ともに十分備えていることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間250日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

2ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、特に違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

11月18日、農業委員の●さんと調査を行いました。申請内容につきましては、譲受人の●さんに電話で話を聞きました。

譲渡人は、町外に住んでいるため申請地の管理が十分に行えないことから、●さんに譲り渡して管理してもらいたいとのことです。

●さんは、自宅の横にある申請地を譲り受けて、野菜などを栽培したいとのことです。今後も農地として、きちんと管理するとのことです。特に問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

会長

次に、議案第1号2について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の10ページをご覧ください。議案第1号2についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 212㎡です。

譲渡人は、内子町●の ●さん、譲受人は、内子町●の ●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

譲受人の ●さんは、内子町●にお住まいで、農業歴50年になります。生産に必要な農機具は、耕運機、農用自動車など所有しております。この他必要な農機具があれば購入する予定とのことです。また、申請地は自宅から車で7分の距離にあり、譲受人は農作業に必要な経験や農機具ともに十分に備えていることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

4ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、特に違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

11月20日、農業委員の ●さんと調査を行いました。申請内容につきましては、申請代理人の 行政書士 ● に電話で話を聞きました。

譲渡人の ●さんは高齢となり、今後農地を管理することが難しいとのことから、譲受人の ●さんが申請地を譲り受けて管理することになったそうです。今後は、野菜などを栽培するとのことですので、特に問題はないと思われま。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号3について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の10ページをご覧ください。議案第1号3についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 769㎡です。

譲渡人は、内子町●の ●さん、譲受人は、内子町●の ●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

譲受人の ●さんは、内子町●にお住まいで、農業歴50年になります。生産に必要な農機具は、トラクター、コンバインなど所有しております。その他必要な農機具があれば購入する予定とのこと。また、申請地は自宅から徒歩で3分の距離にあり、譲受人は農作業に必要な経験や農機具ともに十分に備えていることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間200日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転賃にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

6ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、特に違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

11月18日、農業委員の ●さんと、申請人代理人である 行政書士の ● に電話で話を聞きました。

●番
●委員

譲渡人の ●さんは、高齢となり農地の管理が難しくなったことから、申請地を譲り渡すことになったそうです。

●さんは、申請地を譲り受けて農業に取り組むとのこと。申請地付近に所有する農地とあわせて、稲作を行う計画ですので、特に問題はないものと思われ。ます。

ご審議のほどよろしくお願。いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はござ。いませ。んか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号4について審議いたします。事務局の説明を求め。ます。

事務局

それでは、議案書の10、11ページをご覧ください。議案第1号4についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、畑5筆 1, 844㎡です。

譲渡人は、神奈川県●の ●さん、譲受人は、内子町●の ●さん。で、贈与による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の7ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

譲受人の ●さんは、内子町●にお住。まいで、農業歴20年になります。生産に必要な農機具は、軽トラ、草刈機など所有しております。この他必要な農機具があれば購入する予定とのこと。です。また、申請地は自宅から車で10分の距離にあり、譲受人は農作業に必要な経験や農機具とも十分に備えていることから、全部効率利用要件は満。たされ。ると見込ま。れます。

第2号、第3号については該。当いた。しません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事すること。から、農作業常時従事者と見込ま。れます。第6号の転貸にも該。当して。いません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決。めに従。い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すよ。うな権利取得にはなら。ないと思。っています。

8ページをお開。きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、農地法第4条の違反があ。りましたが、追認許可済みとな。っておりますので、問題はないものと見込ま。れます。また、

事務局 過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。
以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長 事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員 11月17日、推進委員の ●さんと、譲受人の ●さんに現地では話を聞きました。
譲渡人の ●さんは、神奈川県にお住まいで農地の管理ができないことから、申請地を ●さんに贈与することになったそうです。
●さんは、申請地を譲り受けて農地としてきちんと管理していくとのことですので、特に問題はないものと思われます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長 異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号5について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書の11ページをご覧ください。議案第1号5についてご説明いたします。
申請地は、内子町●の農地、田4筆 2,731㎡です。
譲渡人は、松山市●の ●さん、譲受人は、内子町●の ●さんで、売買による所有権移転です。
それでは、別紙調査書の9ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。
譲受人の ●さんは、内子町●にお住まいで、農業歴25年になります。生産に必要な農機具は、トラクター、コンバインなど所有しております。その他必要な農機具があれば購入する予定とのこと。また、申請地は自宅から車で5分の距離にあり、譲受人は農作業に必要な経験や農機具ともに十分に備えていることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。
第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間300日以上農作業に従事することから、農作業

事務局

常時従事者と見込まれます。第6号の転賃にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

10ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、特に違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

11月18日、農業委員の ●さんと、申請人代理人である 行政書士の ● に電話で話を聞きました。

譲渡人の ●さんは、松山市にお住まいですが、申請地の管理が十分にできないことから、●さんに譲り渡すことになったそうです。

●さんは、申請地を譲り受けて水稻栽培などを行い、農地として管理していくとのことですので、特に問題はないものと思われま

す。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の12ページをご覧ください。議案第2号についてご説明いたします。地図の方は、13、14ページになります。

申請地は、内子町●の農地、田4筆 3, 855㎡です。申請人は、大洲市●の ●さんで、転用の目的は植林です。

転用の理由といたしまして、申請地は山間部にあり、イノシシ等の鳥獣被害にたびたび合い、耕作が困難なことからクヌギを植林して山林として管理したいとのことです。

それでは、別紙調査書の11ページをご覧ください。申請地につきまし

事務局

ては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。許可あり次第、植林を行い、目的どおり利用すると見込まれます。植林による土砂流出等の恐れはなく、周囲は山林や林地化していることから営農への影響はないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

11月18日、農業委員の ●さんと申請代理人である 行政書士の ● に電話で話を聞きました。

申請地では、稲作や栗などを栽培しておりましたが、山間部にあることから、たびたびイノシシなどの被害に合い、耕作が困難なことからクヌギを植林したいとのことでした。現地を確認しましたが、周囲は山林のため植林による影響は少なく、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号、非農地証明について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の15ページをご覧ください。議案第3号についてご説明いたします。地図の方は、16、17ページになります。15ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 477㎡です。申請人は、大洲市●の ●さんです。

それでは、別紙調査書の12ページをご覧ください。現地写真は13ページになります。12ページにお戻りください。

事務局

申請理由として、申請地は先代より農地として管理していましたが、山間部の傾斜地で農業用機械が入らないため、20年以上前より耕作管理しておらず、竹や杉等が自生し、農地への復旧が困難であることから、今回の申請に至ったそうです。判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

11月18日、農業委員の ●さんと申請代理人の 行政書士の ● に電話で話を聞きました。

申請地は、山林に隣接しており日照条件も悪く、農業用機械も入らないことから、先代が管理していた頃に耕作をあきらめて現在に至ったそうです。申請地は、竹や雑木が生えており、農地に戻すのは難しいものと思われます。現地を確認しましたが、周囲の農地への影響は少ないものと見込まれますので、非農地として特に問題は無いものと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第4号、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の18ページをご覧ください。議案第4号についてご説明いたします。地図の方は20、21ページになります。18ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和7年10月23日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆、3,700㎡です。除外の目的は、

事務局

植林です。

それでは、19ページの概要書をご覧ください。まず、「2. 変更の内容」を見ていただきますと、●さんが植林し、山林に転用するものがあります。

次に、1. 変更事由及び3. 変更要件をご覧ください。申請地は、葉タバコ栽培を行っておりましたが、度重なるイノシシの被害や申請人自身が高齢となったことから、保全管理に切り替えて管理しておりました。しかし、水環境が悪く代替作物の生産も困難なことから、今後はクヌギを植林し山林として管理したいとして、農用地から除外したい旨の申出がありました。申請地は、第一種農地に該当せず、周辺農地への影響は少ない事を考慮し、町としても計画変更は問題ないと判断しております。

事務局としましては、以上の点を踏まえたうえで、本計画の変更はやむを得ないものと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

11月22日、農業委員の●さんと、申請人の●さん宅にお伺いして話を聞きました。

申請人の●さんは、申請地で葉タバコを栽培しておりましたが、葉タバコをやめてからは保全管理に努めていました。しかし、自身の高齢化などにより耕作管理が困難になってきましたので、クヌギなどを植林するため、農用地から除外したいとのことです。現地を確認したところ、申請地周辺の農地への影響は少ないものと見込まれるため、特に問題は無いものと思われま

す。

ご審議のほどよろしく願いします。

会長

調査の報告がありました。本件を農用地区域から除外することについて、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用地区域からの除外について、妥当であると認めることに決定しました。

次に、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について審議します。

会長

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の22ページをご覧ください。議案第5号についてご説明いたします。内子町長より、令和7年11月6日付けで農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について、承認を求められています。

集積計画の概要ですが、23ページをご覧ください。利用権の新規設定で、畑が2筆、1,139㎡です。

集積計画の内訳については、24ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします。

1番 内子町●の農地、畑2筆、1,139㎡です。

貸付人は、内子町●の ● さんで、借受人は、松山市●の ● です。利用権の種類は、使用貸借権で新規設定になります。

2番 内子町●の農地、畑2筆、1,139㎡です。

貸付人は、●、借受人は、内子町●の ●さんで、使用貸借権の新規設定です。

以上、いずれの案件も農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定の要件を満たしていると思込されます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。